

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価												
										被害金額			被害面積																	
										目標値(千円)	実績値(千円)	達成率(%)	目標値(ha)	実績値(ha)	達成率(%)															
		R2		鳥獣被害防止施設	電気柵(4段) 1地区 17,520m	組合	R2	100%																						
				緊急捕獲	イノシシ 426頭 イノシシ(幼) 128頭 シカ 670頭 サル 50頭 アナグマ 9頭			100%																						
再評価 埼玉県鳥獣被害対策協議会	埼玉県全域	R3	イノシシ シカ サル アナグマ タヌキ ノウサギ ヒヨドリ カラス スズメ	有害捕獲 被害防除 生息環境管理	箱わな(中) 1基 1G付き箱わな 1基 放任果樹伐採	埼玉県鳥獣被害防止対策協議会	R3	100%	整備事業を活用し侵入防止柵を設置した箇所においては、園場への鳥獣の侵入を許すことなく、農作物被害を防ぐことができる。 また、森林伐採や開発等により、野生鳥獣の行動域が人里に近くなっている現状はあるが、一方で隣接する市町村から流入する個体(特にシカ)数の増加については、緊急捕獲活動支援事業を活用し抑制できている。 推進事業による生息環境管理事業実施箇所においては、サルが餌場として近寄らなくなり、その地域でのサルの滞在期間が短くなっている。	イノシシ 787 シカ 140 スズメ 276 合計 1,203	イノシシ 5,185 シカ 137 スズメ 840 合計 6,162	イノシシ Δ1,205% シカ 105% スズメ Δ378% 合計 Δ865%	イノシシ 1.8 シカ 0.3 スズメ 0.6 合計 2.8	イノシシ 4.4 シカ 0.1 スズメ 0.7 合計 5.2	イノシシ Δ224% シカ 243% スズメ 74% 合計 Δ102%	近年、山間部の開発や森林伐採等により、野生鳥獣の行動域が人里に近くなり、また隣接する市町村から流入する個体(特にシカ)数が増加傾向にあるが、緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲することで個体数を抑制することができている。 整備事業については、侵入防止柵を設置した地域は農作物(主に水稲)被害を防ぐことができているため、今後も継続して年次、計画的に整備を進めていくことで、市全体の被害の減少が見込まれる。 推進事業については、令和3年度、4年度に満生町の漆地区で生息環境管理事業(放任果樹を伐採しサルを寄せ付けない環境づくりを行う)を実施し、事業実施箇所においては、サルが餌場として近寄らなくなり、その地域でのサルの滞在期間が短くなっている。	合同会社南九州野生動物保護管理センター 代表 浅井 隆之氏	生息環境管理による集落ぐるみでの被害防止対策や侵入防止柵の設置による被害軽減、捕獲活動による個体数の削減など鳥獣被害の軽減に真摯に取り組んでいるが、鳥獣の行動域が人里に近くなっていること等により、被害額は増加傾向にあり、被害防止計画の目標を達成していない。今後も「寄せ付けず」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」取組を継続して実施し、目標達成を目指していただきたい。												
				鳥獣被害防止施設	電気柵(4段) 1地区 19,360m 電気柵(4段) 1地区 20,360m	加治木町西別府川床①地区電気柵管理組合 加治木町西別府川床②地区電気柵管理組合		100%																						
				緊急捕獲	イノシシ 409頭 (捕獲頭数にの増加に応じた加算 うち58頭) イノシシ(幼) 101頭 シカ 1,039頭 (捕獲頭数にの増加に応じた加算 うち507頭) シカ(幼) 7頭 サル(成) 27頭 アナグマ 9頭 タヌキ 1頭 カラス 5羽	-		100%																						
				有害捕獲 生息環境管理	箱わな(中) 3基 放任果樹伐採	埼玉県鳥獣被害防止対策協議会		100%																						
				鳥獣被害防止施設	電気柵(2段) 1地区 9,348m	下名鶴田地区電気柵管理組合		100%																						
				緊急捕獲	イノシシ 483頭 イノシシ(ジビエ) 12頭 イノシシ(幼) 102頭 シカ 911頭 シカ(ジビエ) 16頭 シカ(幼) 3頭 サル(成) 15頭 アナグマ 6頭 カラス 3羽	-		100%																						
		再評価 東串良町鳥獣被害対策協議会		東串良町全域	R2	イノシシ サル アナグマ タヌキ	有害捕獲 被害防除	箱わな(大) 6基 箱わな(中) 9基 自動撮影カメラ 6台 電気止めさし器 1式 研修会の開催		東串良町鳥獣被害対策協議会	R2	100%	・岩弘地区・川東地区でイノシシ等による収穫時期の水稲や甘藷等被害が多発しており、加えて有害鳥獣捕獲従事者の高齢化に伴い、捕獲率が減少傾向にあったことから、本事業を活用し、被害の軽減と併せて捕獲従事者の確保・育成に取り組むこととした。 捕獲用の箱罠等の導入により、被害発生時の主な鳥獣であるイノシシの捕獲頭数は事業実施以前(H28年5頭、H29年2頭、H30年8頭)に対して大幅に上昇した(R2年16頭、R3年4頭、R4年27頭、R5年54頭)。 また、狩猟免許資格保有者が4人増加し、後継者の育成という面においても効果があったと考えられる。	イノシシ 7 タヌキ 7 合計 7	イノシシ 491 タヌキ 180 合計 671	イノシシ Δ12,000% タヌキ 皆増 合計 Δ16,500%	イノシシ 0.0 タヌキ 0.0 合計 0.0	イノシシ 0.5 タヌキ 0.8 合計 1.3	イノシシ Δ1,467% タヌキ 皆増 合計 Δ4,133%	・有害鳥獣対策の体制整備や、それによる捕獲数増加は達成したが、依然として鳥獣による農作物等への被害が発生しているため対策を継続する必要がある。 事業実施前に比べて住民の鳥獣対策意識は向上したと思われるが、対策の効果をもっと高める為、一人一人が自分事として捉え、集落ぐるみで対策を実施していける地域づくりを行う必要がある。	合同会社南九州野生動物保護管理センター 代表 浅井 隆之氏	・昨年度の事業評価における目標達成率70%未満に伴う再評価であるが、その達成率は、被害金額▲16,500%、被害面積▲1,200%と未達成。 ・事業を活用した結果、有害鳥獣捕獲数は増加している。 ・有害鳥獣の生息範囲が限定されることから、今後取り組むべき方向性として、事業を活用した数の除去など生息環境管理を推進する必要がある。								
							緊急捕獲	イノシシ 11頭 アナグマ 2頭 タヌキ 12頭		-		100%																		
					R3		有害捕獲 被害防除	狩猟免許事前講習会受講料助成 2人 自動撮影カメラ 4台 遠い払い用トランシーバー 5台 先進地研修		東串良町鳥獣被害対策協議会	100%																			
							緊急捕獲	イノシシ 2頭 イノシシ(幼) 2頭 アナグマ 1頭 タヌキ 8頭		-	100%																			
R4	有害捕獲 被害防除		箱わな(大) 6基 くくり罠 20基 わな用受信機 3機 わな用発信機 10機 先進地研修		東串良町鳥獣被害対策協議会		100%																							
	緊急捕獲		イノシシ 19頭 イノシシ(幼) 1頭 タヌキ 9頭		-		100%																							
鹿児島県	鹿児島県		R5		—		実施体制整備	鳥獣被害対策に係るアドバイザーの派遣 27回	県	R5	—	地域住民が主体となって、寄せ付けられない取組や侵入を防止する取組を効果的に進めるため、実施地域を2地区選定し、鳥獣被害防止対策の専門家による鳥獣の進み場やえさ場の解消作業、侵入防止柵の設置や適正な管理方法をなどを学ぶ集落ぐるみの研修会を各4回実施したことで、鳥獣被害対策の適正な知識の習得、意欲向上に繋がった。また、各種研修会での獣種別の被害対策の周知や地域における効果的な鳥獣被害防止対策を推進するため、集落等地域が行う研修会や検討会へ県登録のアドバイザーを講師として派遣し、助言・指導を行うことで、住民が主体となった鳥獣被害対策に取り組む意識の向上が図られ、農作物被害の軽減に繋がった。											—	—	—	—	—	鳥獣被害対策アドバイザー派遣などによる集落ぐるみの被害防止研修会の開催や、侵入防止柵の整備・捕獲対策の強化(ジビエの活用を含む)など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を行ったことにより、被害額は右肩下がりの傾向が続いており、対策の効果が現れている。 令和5年度の被害額は、令和4年度に比べ約32百万円減少した。 今後とも市町村、猟友会と連携しながら研修会の開催や県主導の広域捕獲活動の実施、先端技術(IGT)を活用した農の導入促進による有害捕獲の強化を図りながら「寄せ付けない」「侵入を防止する」「個体数を減らす」といった3つの取組を総合的かつ一体的に進めていく必要がある。	—	—
							人材育成活動	集落ぐるみの研修会 2集落で各4回 指導者育成研修会 2回 狩猟免許取得者の技術向上支援 わな猟初心者技術研修会 12回 わな猟実地指導 15回																						
		ジビエ利用拡大		ジビエ利用研修会(日置市) 1回																										
		広域捕獲活動		広域捕獲活動(複数市町村による一斉捕獲の推進) 4地域で実施(南薩・始良・伊佐、大隅・熊毛) 県の広域活動の実施(生息状況調査)																										

注1.被害金額及び被害面積の目標値については対象鳥獣及び自費額を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
注2.都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
注3.事業効果は記載例を参考にし、数値等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効果の向上にどのような寄与したかも必ず記載すること。
注4.「鳥獣被害防止計画の評価」の項には、その効果に対する被害や被害発生も明確に記載すること。
注5.鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後の状況(侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る防犯対策、維持管理方法、維持管理費など、都道府県における鳥獣被害状況等を具体的に具体的に記載し、添付すること。

6 都道府県による総合的評価

野生鳥獣による農作物の令和5年度の被害額は、イノシシの被害が増加したものの、シカやヒヨドリによる被害が減少したため、約32.3百万円減少し、約2.98億円(対前年度比90%)となった。これまで県が進めてきた①研修会等を通じた集落ぐるみの取組やその指導者の育成、②県鳥獣被害対策アドバイザーの派遣のほか、③農家等の自発的なわな猟の取組の推進、④侵入防止柵の整備やIGT等を活用した捕獲機材の整備、捕獲活動経費などの支援、⑤県が主導して実施する広域捕獲活動等(R5年度：生息状況調査、R6年度：広域捕獲)の取組をより強化し、今後も市町村等と連携し「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つの取組を総合的かつ一体的に推進し、野生鳥獣による農作物被害の軽減に取り組む必要がある。